

省エネ適合性判定料金(住宅)

一戸建て住宅の判定料金

単位(円)

外皮が標準計算の場合	40,000
外皮が仕様基準の場合	20,000

当社に設計性能評価又は長期使用構造等確認の申請と併願申請の場合は下記の通りになります。
(コース2)

10,000

- ※ 料金はすべて消費税込みとします。
- ※ 非住宅部分を有する複合建築物の場合は、上記料金の非住宅部分の延べ面積に応じた「非住宅」の料金を加算します。
- ※ 増改築の場合は、増改築部分の延べ面積で算定します。
- ※ 計画変更の料金は、上記料金の額とします。
- ※ 軽微変更該当証明書の料金は、判定料金の2分の1の額とします。
- ※ 外皮を仕様基準から標準計算に計画変更等する場合は、上記「外皮が標準計算の場合」の料金とします。
- ※ 他機関で判定を受けた軽微変更該当証明書の料金は、上記の判定料金とします。
- ※ 紙申請の場合は、上記料金に5,000円を加算します。
- ※ 他機関で確認申請を行い、当機関に省エネ適合性判定(計画変更含む)を単独で申請される場合は、1.5を乗じた判定料金とします。

共同住宅等の判定料金

単位(円)

住戸数	判定料金
2~10戸	50,000+ (6,000×戸数)
11~20戸	70,000+ (6,000×戸数)
21~30戸	90,000+ (6,000×戸数)
31~40戸	110,000+ (6,000×戸数)
41戸以上	別途見積

当社に設計性能評価又は長期使用構造等確認の申請と併願申請の場合は下記の通りになります。
(コース 2)

合計金額の 4 分の 1 の料金とします。

- ※ 料金はすべて消費税込みとします。
- ※ 「住戸数」は、共同住宅や長屋住宅の場合は住戸数、寄宿舎・下宿の場合は住室数になります。
- ※ 住戸数の算定は、棟単位で料金を算定します。
- ※ 外皮性能基準に「仕様基準」を採用している場合、1 住戸数当たり 5,000 円を減額します。
- ※ 「共用部分の一次エネルギー消費量計算の必要があるもの」については、上記料金に当該部分の床面積に応じた「非住宅 標準入力法（その他）」の料金を加算とします。ただし、共用部の設備が照明設備のみの場合は 50,000 円の加算とします。
- ※ 住宅と非住宅の複合建築物の場合は、それぞれの料金の合算となります。
- ※ 増改築の場合は、増改築部分の延べ面積で算定します。
- ※ 計画変更の料金は、上記料金とします。
- ※ 軽微変更該当証明書の料金は、判定料金の 2 分の 1 の額とします。
- ※ 他機関で判定を受けた軽微変更該当証明書の料金は、上記の判定料金とします。
- ※ 紙申請の場合は、上記料金に 5,000 円を加算します。
- ※ 他機関で確認申請を行い、当機関に省エネ適合性判定（計画変更含む）を単独で申請される場合は、1.5 を乗じた判定料金とします。